

環境委員会資料
令和4年2月4日

【所管事務の調査（報告）】

活性炭談合について

上 下 水 道 局

(1) 報告の趣旨

令和元年11月22日、公正取引委員会により、東日本地区等に所在する地方公共団体が発注する、浄水場等で使用する活性炭の販売業者16社に対し、不当な取引制限（いわゆる入札談合と呼ばれる行為）をしたとして、排除措置命令及び課徴金納付命令が出された。

通常、このような談合が行われた場合、発注者側に損害が発生するため、賠償請求することになるが、今回は、案件の個別事情を踏まえて、賠償請求しないこととする。

(2) 構成

- 1 活性炭に係る入札談合の概要
- 2 賠償請求の考え方
- 3 本市の該当案件
- 4 – ① クラレケミカルへの対応方針
- 4 – ② 水 i n g への対応方針
- 5 結論

1 活性炭に係る入札談合の概要

(1) 違反販売業者一覧（東日本地区） ※赤字部が本市の対象

	違反事業者	排除措置命令	課徴金納付命令	備考
1	本町化学工業株式会社	○	○	※取消訴訟を提起しており、令和4年1月現在、係争中
2	フタムラ化学株式会社	○	○	平成28年7月25日 合意から離脱
3	日本エンバイロケミカルズ株式会社(合併)	—	—	平成27年4月1日 大阪ガスケミカル株式会社に吸収合併
4	大阪ガスケミカル株式会社	○	○	
5	水ing株式会社	○	○	川崎市の案件については、課徴金納付命令の対象となっていない
6	クラレケミカル株式会社(合併)	—	—	平成29年1月1日 株式会社クラレに吸収合併
7	株式会社クラレ	○	○	
8	ダイネン株式会社	○	○	平成28年1月14日 合意から離脱
9	幸商事株式会社	○	○	
10	太平化学産業株式会社	○	○	
11	カルゴンカーボンジャパン株式会(解散)	—	○	平成30年10月31日 事業活動の全部を取りやめ
12	朝日ろ過材株式会社	○	○	
13	株式会社エーシーケミカル	○	○	
14	株式会社サンワ	○	○	
15	株式会社ツルミコール	○	○	平成28年 7月25日 合意から離脱
16	セラケム株式会社	—	—	平成27年10月27日 合意から離脱

排除措置命令とは

- 違反行為をした事業者に、速やかにその行為をやめ、市場における競争を回復させるのに必要な措置を命じることをいう。
- 本件では、当該活性炭の競争を実質的に制限したとし、その違反行為を取りやめ自主的に供給することを命令したものだ。

課徴金納付命令とは

- 違反事業者に対して、課徴金を国庫に納めるように命じる場合があり、この行政処分を課徴金納付命令という。
- 課徴金納付命令における課徴金は、違反行為が認められた個別の物件（契約単位）ごとに、当該命令中の「課徴金算定対象物件一覧」に計上された物件についてのみ算定対象とされている。そのため、談合期間中の全ての物件が対象となっている訳ではなく、違反行為が認められなかった物件については、課徴金算定の対象外となっているものもある。

1 活性炭に係る入札談合の概要

(2) 談合期間（東日本地区）

平成25年10月24日から平成29年2月21日まで

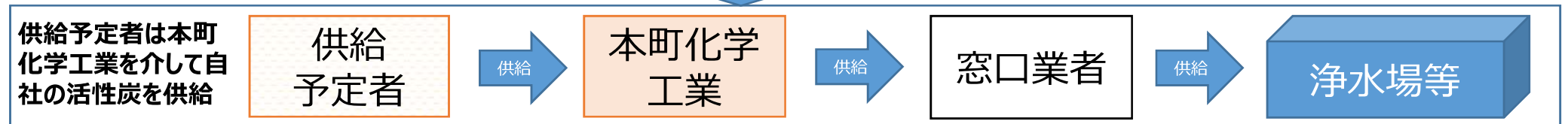
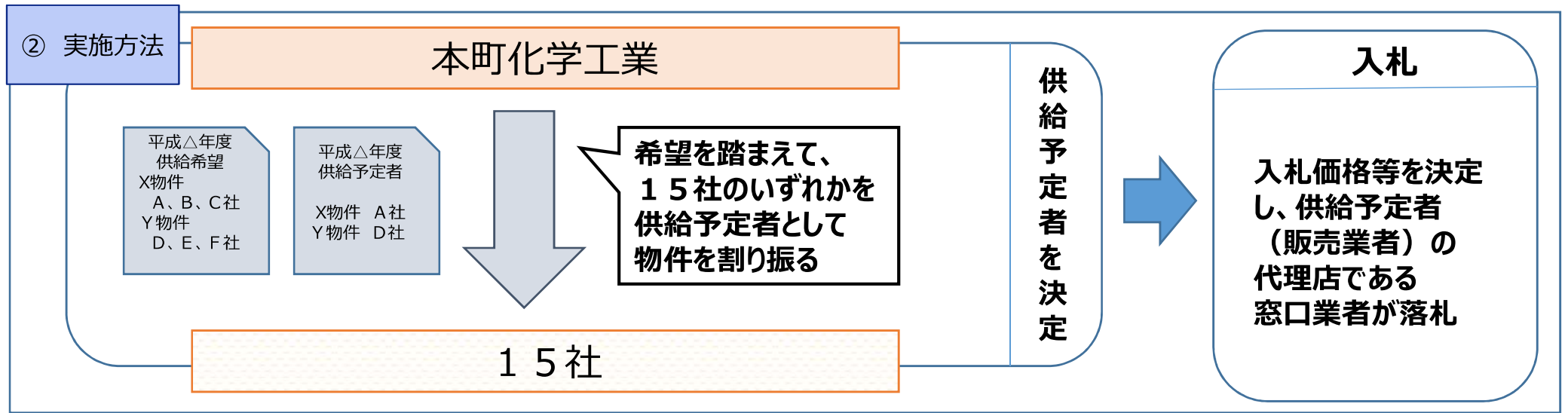
(3) 違反行為の概要（東日本地区）

① 違反行為

- ・供給予定者（販売業者）を決定し、供給予定者は本町化学工業を介して供給する
- ・供給予定者以外の者は、供給予定者が供給できるよう協力する

旨の合意

● 活性炭の取引分野における競争を実質的に制限



※本町化学工業は、公正取引委員会の処分を不服として取消訴訟を提起し、係争中

2 賠償請求の考え方

(1) 賠償請求の方法

一般的に、入札談合により落札者及び落札価格の調整が行われると、入札の競争性が阻害され、公正な競争が行われないこととなる。その結果、発注者に損害が生じた場合には賠償を請求することができ、その方法としては以下の①と②の2つがある。

①契約約款に基づく賠償金の支払い請求

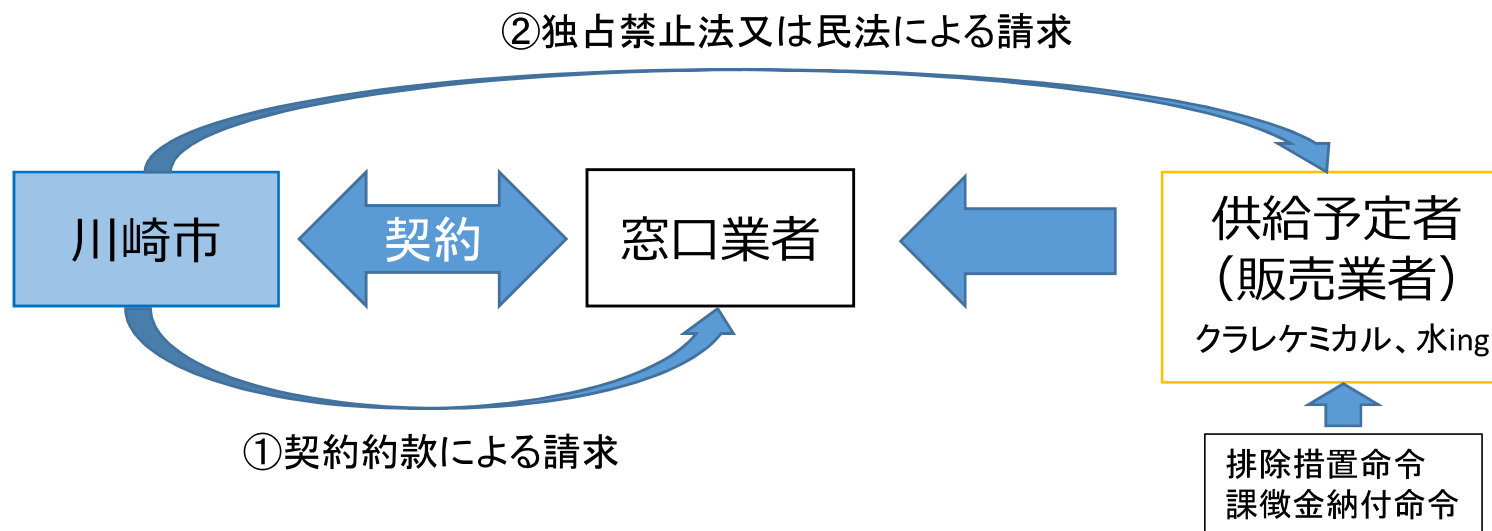
- 契約約款の規定に基づき不正行為を行った場合の賠償金として契約金額の20パーセントを請求することができる。

②独占禁止法25条又は民法709条(不法行為)による損害賠償請求

- 適正な競争が行われた場合の想定落札価格と実際の契約価格との差額を損害額として賠償請求を行う。

(2) 賠償請求の考え方

本案件において、排除措置命令等が出されたのは、あくまで販売業者であり、契約上、直接の相手方である窓口業者へは、賠償請求することができないため、②の独占禁止法又は民法による損害賠償請求となる。



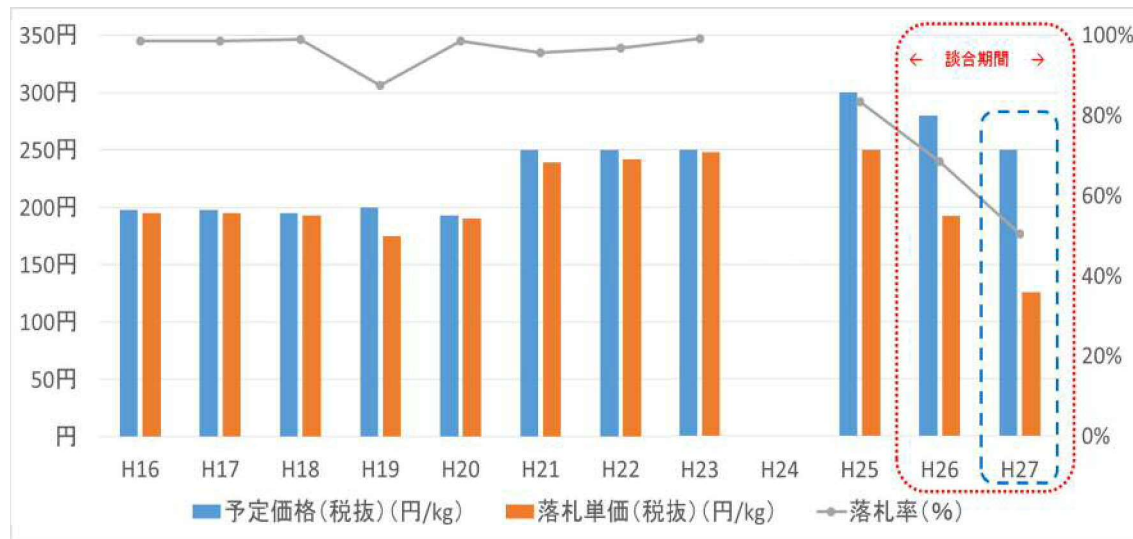
3 本市の該当案件

本市の該当案件

公正取引委員会による排除措置命令等の処分の対象となった案件のうち、本市の発注に係るものは以下の2件である。

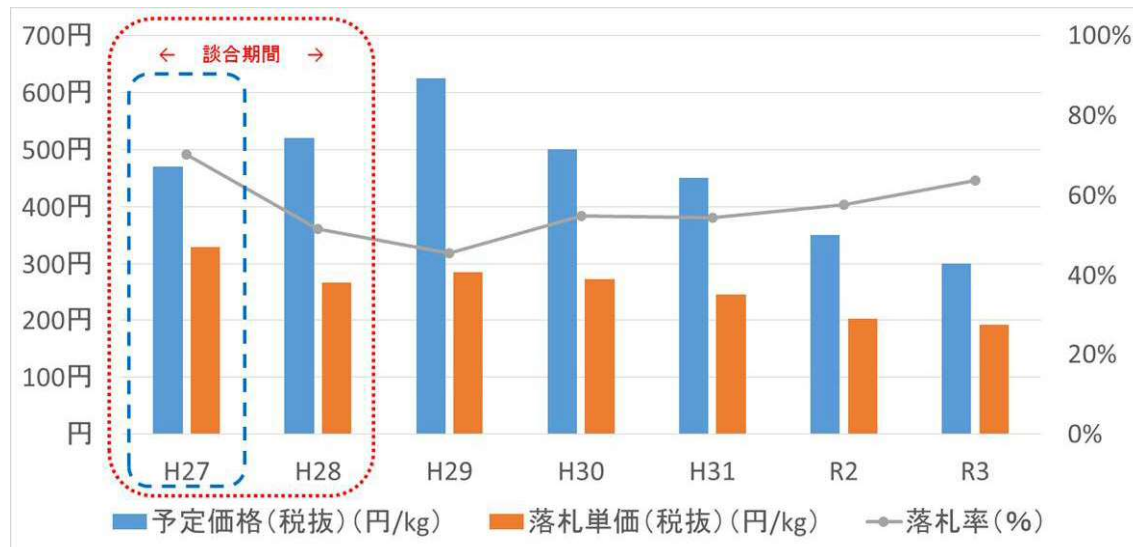
① クラレケミカル案件

- 活性炭（ウエット炭）
平成27年3月10日に入札実施（右図、青点線）
- **排除措置命令及び課徴金納付命令**が出されている。
- 落札者はクラレケミカルの窓口業者であるA社、**落札単価は126円/kg**となっており、公正取引委員会が認定した**談合期間中の方が、その前の期間と比べて、落札率、落札価格がともに下落する結果となっている。**



② 水ing案件

- 活性炭（ドライ炭）
平成27年12月22日に入札実施(右図、青点線)
- **排除措置命令のみ**が出されている。
(課徴金納付命令対象からは除外されている。)
- **落札単価は330円/kg**となっており、公正取引委員会が認定した**談合期間中の方が談合期間終了後よりも落札率、落札価格がともに高い状況となっている。**



4-① クラレケミカル案件への対応方針

(1) 課題と対応方針

賠償請求を行うためには、損害額を算定する必要があり、その算定方法としては、談合対象期間の前又は後の期間における落札額（落札率）と、談合対象期間中の落札額（落札率）との比較により算定する「前後理論」が一般的な方法である。

この「前後理論」によると、クラレケミカル案件については、落札額、落札率のいずれによっても談合期間中の方が低い結果となっており、損害が発生しておらず、本市に影響がないため、損害賠償を請求しないこととする。

(2) 検討経過

① 過去の裁判例	<p>過去の裁判例を見ると、前後理論により算定した差額を基本として、その他の事情を考慮の上、民事訴訟法第248条の規定に基づき裁判所が損害額を認定している。</p> <p>ア 最高裁判所（昭和62年7月2日最高裁判所第一小法廷 川崎灯油カルテル事件） 元売業者の違法な価格協定の実施により当該商品の購入者が被る損害は、（省略） 一般的には、価格協定の実施前後において当該商品の小売価格形成の前提となる経済条件、市場構造その他の経済的要因等に変動がない限り、協定の実施直前の小売価格をもつて想定購入価格と推認するのが相当であるといえるが、（以下、省略）。</p> <p>イ 東京高等裁判所（平成20年7月2日東京高等裁判所 多摩談合八王子市住民訴訟） 受注調整によって被った損害の額は、上記の平均的な落札率の差（4.69パーセント）の範囲内にある上記各工事の契約金額（落札金額に消費税相当額を加算した金額）の3パーセントに相当する以下の金額と認めるのが相当である。</p>
物差理論（参考）	<p>談合の影響を受けていない市場と比較し損害の有無を検討したが、活性炭価格の地域差があるため損害を認定するには至らなかった。 活性炭の価格は、原料費と運搬費で構成されており、運搬費は人件費と燃料費と運搬距離の影響を受けるため、地域差が生じると考える。 （※）物差理論とは、談合の影響を受けた市場と影響を受けていない市場を比較して、推定価格を算定する手法を指す。</p>
回帰分析（参考）	<p>専修大学の中野教授の分析結果では、排除措置命令の対象となった案件のほうが落札率及び落札価格が上昇する結果ではあるが、統計的に有意でなかったとの回答を得ている。つまり、回帰分析で見ると、談合が落札率、落札価格を引き上げたという明確な結論は得られなかった。 本市職員が行った回帰分析でも、損害が生じない結果となった。このことについて、日本水道協会の経営相談や専修大学の中野教授に確認いただいたところ、分析自体は概ね妥当であるとの評価を頂いた。 （※）回帰分析とは、ある変数が他の変数とどのような相関関係にあるかを推定して、その変数による差分を算定する統計学的手法を指す。</p>

4 - ① クラレケミカル案件への対応方針

② 先行他都市等の対応

先行他都市においても、前後理論で損害が算定できない案件については賠償請求していない。

ア 大阪広域水道企業団（西日本地区に所在する地方公共団体が発注した案件に関する、排除措置命令及び課徴金納付命令）

平成29年度から令和2年度の間に入札を行った粒状活性炭の購入における落札率の平均値により想定落札率を設定し、入札談合が認められた案件について、想定落札率から、談合がなかった場合に想定される契約金額を算定している。この想定契約金額と実際の契約金額の差を損害額として算定した。ただし、契約金額が想定契約金額を下回っている案件については請求していない。

イ 茨城県企業局

談合対象契約の単価と談合対象契約以後（令和2年度契約分まで）の単価の平均の差を損害割合として、談合対象契約の契約支払額に乗じて損害額を算定している。ただし、談合対象契約の単価が談合対象契約以後の単価の平均単価を下回る案件については請求していない。

③ 法律相談

● 回答： そもそも前後理論で損害額がマイナスになっている以上、損害賠償を請求することはできない。

結論

本市の対応方針

以上、①～③を踏まえ、

➤ 賠償請求は行わないこととする。

4-② 水 i n g 案件への対応方針

(1) 課題と対応方針

水 i n g 案件の場合、排除措置命令の対象とはなっているが、課徴金納付命令の対象とはなっていない。課徴金納付命令の対象ではない場合について、損害賠償の対象とならないことを確認した。

(2) 検討経過

①本町化学工業による取消訴訟の資料の閲覧結果

(結論)

水ing案件については、供給予定者を決定したが、入札の結果、その供給予定者が受注することができなかったものであることが判明した。

(理由)

本町化学工業が公正取引委員会を相手に提訴した訴訟の記録を閲覧した結果、公正取引委員会が次のように認定していた。

ア 被告の第1準備書面79頁に以下の記載がある。

(ア)「本件東日本合意は、遅くとも平成25年10月24日以降存在しており、…平成29年2月20日までの間…の特定活性炭の発注物件は427件である。」

(イ)「そのうち、原告ら東日本16社が、本件東日本合意に基づき、個別の供給調整により供給予定者を決定した物件は別紙1に記載した288件であり、また、当該288件のうち、本件東日本合意に基づき、当該供給予定者が原告を介して特定活性炭を供給した物件は、…212件である。」

(ウ)「以上のとおり、原告ら東日本16社は、本件東日本合意に係る行為期間において、特定活性炭の発注物件427件のうちのほぼ半数(212件)について、本件東日本合意に基づいて供給予定者を決定し、供給予定者が原告を介して供給していた。」

イ 被告第1準備書面の別紙に公正取引委員会が認定した対象案件の一覧が記載されている平成27年12月22日入札の本市案件は、落札者が水ingではないメーカーの窓口業者であり、課徴金納付命令の算定対象となっていないことが判明した。

ウ 被告の第4準備書面の4頁・5頁には、288件と212件の差について、「その余の76件は、特定活性炭について、原告ら東日本16社が本件東日本合意に基づき供給予定者を決定したが、**供給予定者の窓口業者が落札できなかった物件(談合不参加販売業者、いわゆるアウトサイダーの窓口業者に落札された物件)**、入札等は行われたものの発注者である地方公共団体から発注がなかった物件等である」との記載がある。

4-② 水 i n g 案件への対応方針

②
状況
入札

平成27年12月22日の水ingの案件の入札結果については、落札者は水 i n g ではなく、アウトサイダーであるB社の窓口業者である。

③
過去の
裁判例

東京高等裁判所（平成19年11月28日 東京高等裁判所・熱海市焼却炉談合住民訴訟）

談合により供給予定者となった事業者が落札した物件の入札に**アウトサイダーが参加していた物件について**、「入札に参加したアウトサイダーの協力が認定できない以上、当該入札は『たたき合い』の場となり、談合によって不当に高く落札価格が決まるという関係は生じないという可能性を否定できないから、**不法行為の成立を認めることはできないというべきである。**」とする。

④
法律
相談

● 回答：**アウトサイダーが落札した行為自体については、当該アウトサイダーが談合を行っていることを知りつつ、これを利用した等の特別な事情がない限り、違法性がなく、不法行為と認められる余地はない。**

結論

本市の対応方針

以上、①～④を踏まえ、

➤ **不法行為は成立しないため、損害賠償は行わないこととする。**

5 結論

ケミカル
案件
(1) クラレ

前後理論により損害額を算定することができない以上、損害賠償の根拠となる不法行為の要件である損害の存在を主張・立証することができない。

案件
(2) 水
ing

アウトサイダーが落札した案件であり、違法性がなく、不法行為の成立を認めることができない。

結論

本市の対応方針

本件については、賠償請求しないこととする。